

防災・災害対策委員会

【激甚化する水害と「浸水被害住宅の技術対策マニュアル」の活用について】の振り返り

東 二郎

【第一部】マニュアルの重要ポイントと活用方法のヒント

講師（公社）日本建築士連合会防災対策委員会委員
河原 典子

【第二部】県庁職員、建築士会事務局として向き合った“災害現場のリアル”

講師（公社）長野県建築士会理事・防災委員長
（前長野県建築士会事務局長） 湯本 和正

今回開催されたセミナーは、今年の3月に完成した公益社団法人日本建築士会連合会の「浸水被害住宅の技術対策マニュアル」の内容を神奈川県建築士会会員はもとより、神奈川県はじめ神奈川県下の自治体職員や技術ボランティアを含めた一般の建築関係者向けに災害復旧の内容を普及させるためのセミナーでありました。今回まとめられたマニュアルでは、浸水被害にあわれた被災者が復旧までとるべき行動について細かく、写真を交えて丁寧な説明をして頂いていたので、被災者となった場合でも、相談者として被災者と向き合う場合でも大変参考になる内容でありました。被災した時に押さえておくべき事点を下記に挙げます。



講師：河原氏

1. 「災害救助法」や「被災者生活再建支援法」が適用されたか確認しておく
2. 「罹災証明」による被害認定結果が重要になって来るので、被災直後の写真を撮っておく
3. 被害認定によって、応急処置の方法と本格復旧に向けた方針がある程度確定する

建築士に求められることとして、支援制度を俯瞰し、手戻りや受けられる支援に漏れがない被災者へのアドバイスが求められるので、支援制度の情報収集と整理とその制度を所管する機関がどこであるか把握しておくことが重要であるとしています。この点に関しては、神奈川県建築士会でも令和4年3月25日に開催した静岡県弁護士会所属日弁連復興支援委員会副会長の永野弁護士講演によるセミナー「被災者支援制度を知る」で我々も学んだことです。すなわち応急措置段階での安易な応急修理制度活用によって、その後の公費解体制度の適用を受けられなかったケースがあったことを忘れないようにしておくはならないということです。

以上【第一部】では、マニュアルの重要ポイントと活用方法について短時間の中で説明頂きました。

【第二部】では、令和元年東日本台風災害時の長野県建築士会の被災者支援の経過と検証について講演頂いた中で印象に残った点を挙げてみます。

1. 災害発生が令和元年10月13日と県との協定に基づく相談実施を10月23日に始められた点
2. 相談窓口の一本化及び建築士以外の専門家への相談含め調整機能の一本化でワンストップサービスによりたらいまわしをしない体制とした点
市町村との情報交換もすべて建築士会事務局で行い、相談員派遣の相談員の選定から相互の連絡調整といったコーディネートもすべて建築士会事務局が行った点
3. 相談員用の実施要領（マニュアル）を作成し、相談者から予め相談内容の記載を求め、相談員には相談員内容に応じた必要な資料をメールで送信して、相談者への的確な情報提供ができるよう対応した点



講師：湯本氏

以上から想像できることは、まず相談内容の的確な把握と猛烈な量の作業をこなす精神力と相談者への温かさがなければ到底達成できなかったであろうと感じました。



当日の会場の様子

今後の神奈川県建築士会の活動として参考にしたいワードを挙げてみます。

1. 遅れていた建築団体としての水害対応
2. 自治体のレベルに応じた多様な支援の必要性
3. 建築技術者の知識・水準の違いを認識
4. 期限があり目まぐるしく変わる支援制度への対応
5. 相談実施後のフォローアップの必要性

以上2時間の限られた時間で消化できる内容では到底ありませんでしたが、講師お二人の貴重な経験が語る重みを少しでも多くの方に広げられたらと願っています。（東）

多くの災害において行政マンとして、また建築士として豊富な経験を有する湯本氏の話は、とてもとても熱く、「平時からの様々な関係団体との“普段付き合い”が大事で、マニュアルはあくまでもツールでしかなく、それを使う相談体制が重要だ」という話が心に刺さりました。講演後も途切れることなく質問が続く程、まだまだ話を伺いたいことが多く、本県での講演パート2を約束していただきました。

（村島）

アンケート結果

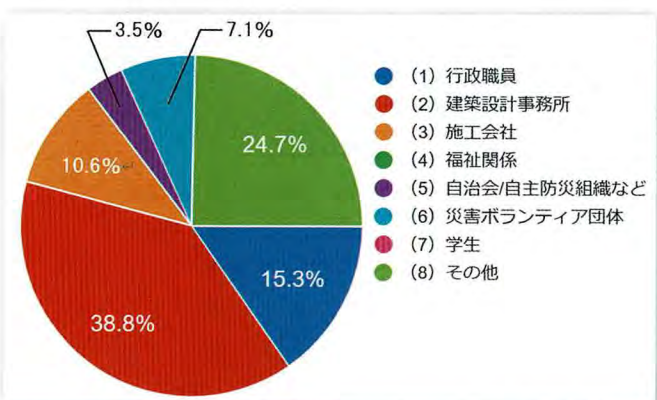
高橋 宏治

●アンケート回答結果

133名（対面52名、オンライン81名）という多くの方々にセミナーに参加いただき、そのうち85名の方にアンケートをお答えいただきました。

●Q：職業分野について

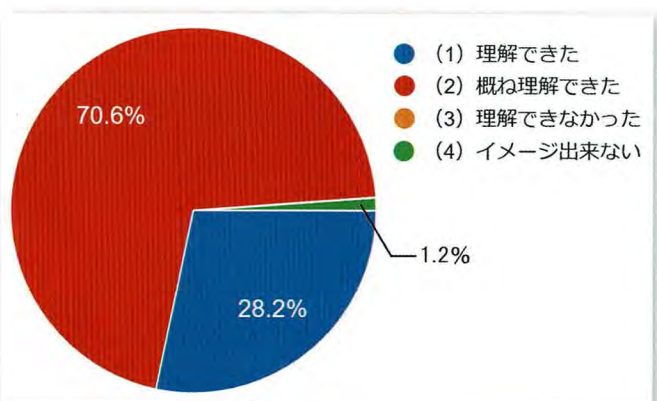
建築設計事務所の割合が最も多かった（39%）ですが、次いで、行政職員（15%）、施工会社（11%）、災害ボランティア団体（7%）と幅広い分野からご参加いただきました。特に行政職員からの参加が多く、関心の高さが感じられました。



●Q：まず、第一に様々な支援の基本となる「災害救助法」や「被災者生活再建支援法」が適用されているかどうかの確認が必要である事をご理解頂けましたか

●Q：水害後の復旧までの作業の流れは、ご理解できましたか

両設問共に、「理解できた」「概ね理解できた」を合わせるとほぼ100%であり、セミナーの要点について殆どの方々にご理解頂けました。



●Q：都道府県、市町村、弁護士や建築士等団体、協力事業者が、相互に連携して、相談窓口や急復旧が出来る体制を構築しておくことの重要性について

ほぼ100%の方々が「必要だと思う」と回答されました。

今回、様々な立場の方々の参加がありましたが、災害時の体制構築の重要性についての認識は一致していることが分かりました。

●Q：もっと詳しく聞きたかったところ

25名の方から、ご質問を頂きました。以下に、いくつか抜粋します。

なお、頂いたいくつかの質問に対しては、後日湯本講師より文章で丁寧にお答え頂きました。

- ・相談体制構築について、行政との関係構築について（施工会社）
- ・復興フェーズにおける建築士の役割や活動例（建築設計事務所）
- ・水害後に、古民家調査をされたとお話がありましたが、古民家がどこにあるのかは事前に把握されていたのでしょうか。それとも水害後にどこにあるのかも含め、調査されたのでしょうか。古民家等価値ある建物の解体を避けることは、本県においても必要ではないかと思っておりますので、よろしければお教えてください。（行政職員）

●Q：セミナーの感想

37名の方から、感想を頂きました。以下に、いくつか抜粋します。

- ・災害時における建築士の重要性をあらためて認識しました。（自治会/自主防災組織など）
 - ・発災後の相談者とのやり取りを記録し行政へ報告する、というのはとても重要だと思いました。（施工会社）
 - ・今回作成された「震災被害住宅の技術対策マニュアル」について丁寧に重要ポイントや活用方法のヒントが説明され、災害現場で向き合った講義も重要でしたが、このマニュアルと一般市民に広く知っていただく努力を期待したいです。（自治会/自主防災組織など）
 - ・充実した内容であった。特に湯本氏の体験談やそれを総括した見解は参考になった。（行政職員）
- 多くの方々から、「参考になった」と感想を頂き、本セミナーを開催した意義を感じるどころです。